

株式会社愛優会 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日～令和9年8月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：令和6年3月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の導入を検討する。（次世代法関係）

<対策>

- 令和4年10月～ 社員へのアンケート調査、検討開始。
- 令和5年 4月～ 制度の導入を目指す。

目標2： 管理職を対象に、妊娠出産育児等に関する研修を実施し、制度の周知と、マタニティハラスメント防止を図る（次世代法関係）

<対策>

- 令和4年 9月～ 顧問社会保険労務士に依頼し、定期的に研修を実施する。

目標3：男性の育児・介護目的の休暇の取得を促進する
男性の育児休暇取得1人以上を目指す。（次世代法関係）

<対策>

- 令和4年 9月～ 管理職を対象とした研修の実施
- 令和5年 1月～ 男性1人以上の育児・介護休業の取得を目指す。

目標4：男女とも平均勤続年数を7年以上とする。（女性活躍法関係）
令和4年7月現在 男性 6.30年 女性 6.70年 男女計 6.66年

- 令和4年 9月～ 自己都合退職理由の分析を行う。
- 令和5年 1月～ 改善点を考察し、その改善に努める。

目標5：子の看護休暇・介護休暇の期間について、現状の原則5日を2週間程度に延長することを検討する。（次世代法関係）

- 令和4年 9月～ 制度導入の検討を始める
- 令和5年 4月～ 導入を目指す